お電話の前にお読みください

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

日頃から，本市の税務行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

市民税・県民税は，日常生活に欠かすことのできないさまざまな行政サービスを提供するための財源として，広く皆さまにご負担いただく大切な税金です。

令和７年度の市民税・県民税・森林環境税の税額を同封の通知書によりお知らせしますので，各納期限までに納めていただくようお願いいたします。

なお，市民税・県民税・森林環境税の全額が公的年金から特別徴収（天引き）される方と，口座振替をご利用の方は，納付書で納めていただく税額はありませんので納付書を同封していません。

納税通知書の見方

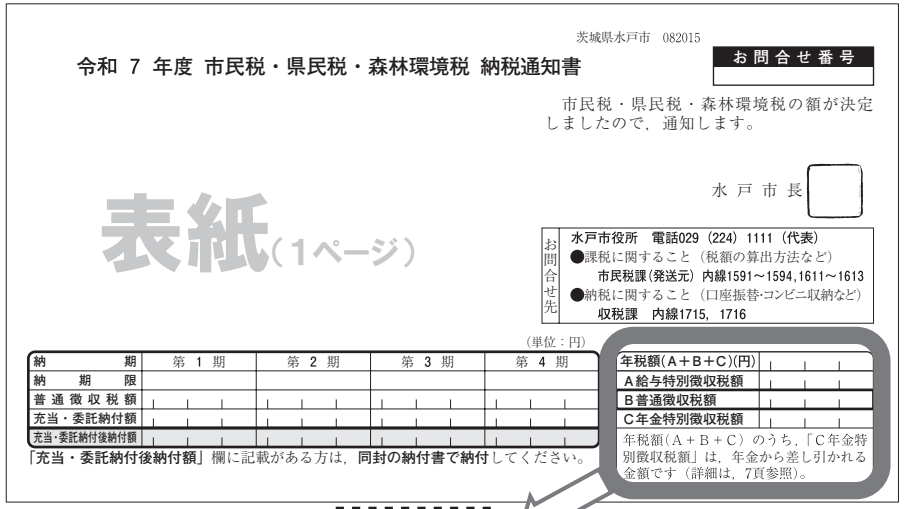

	例
年税額(A+B+C)(円)	74,000
A 給与特別徴収税額	10,000
B 普通徴収税額	40,000
C 年金特別徴収税額	24,000

年税額…1年間で納める税額。市民税・県民税・森林環境税を合わせた額

【内訳】

A…給与から差し引かれる額

B…納付書または口座振替で納める額

C…年金から差し引かれる額

A 給与特別徴収税額

年税額のうち10,000円が**給与から**特別徴収されます。給与特別徴収とは，事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に支払う6月から翌年5月までの毎月の**給与から**市民税・県民税・森林環境税を天引きし，従業員に代わり，市に納入する制度です。

給与から天引きされる月々の額については，給与支払者から配布される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

B 普通徴収税額

年税額のうち 40,000 円を**納付書又は口座振替**により納付します。普通徴収とは，納税義務者が納付書又は口座振替により市民税・県民税・森林環境税を市に納付する制度です。通常４期に分けての納付となります。

納付する期別の税額が0円の場合，納付書の税額欄には「＊＊＊＊」と表記されます。

C 年金特別徴収税額

年税額のうち 24,000 円が**公的年金から**特別徴収されます。年金特別徴収とは，年金支払者が公的年金から市民税・県民税・森林環境税を天引きし，市に納入する制度です。

※公的年金から天引きされる期別ごとの税額については，納税通知書７ページをご覧ください。

新たに追加された項目など

㊸令和７年度分特別税額控除			
㊹差引所得割額			
㊺均等割額			
㊻森林環境税額			
㊼年税額 （㊼＝㊹＋㊺＋㊻）			
㊼年税額の内訳	給与特別徴収税額	普通徴収税額	年金特別徴収税額
㊽所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
㊾所得割額から控除することができなかった令和７年度分特別税額控除額			

納税通知書 5ページ

㊸令和7年度分特別税額控除

定額減税として控除される金額です。令和７年度の市民税・県民税の定額減税の対象となるのは，令和６年中の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下の方で，市民税・県民税所得割が課税される方のうち，控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）（国外居住者を除く）がいる方のみです。市民税・県民税の所得割の額から１万円（所得割の額を超える場合は所得割の額）が控除されます。

令和６年度の市民税・県民税の定額減税は，令和５年中の所得や扶養状況等から算出していましたが，控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については，給与支払報告書に記載することとされておらず，把握することができない場合がありました。そのため，控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は，令和７年度の市民税・県民税で行うこととされました。

※前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で，配偶者自身の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方。

【注意事項】

- 定額減税の特別控除は，ほかの税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。
- ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は，定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額となります。

⑤⑨所得割額から控除することができなかった令和7年度分特別税額控除額

定額減税として控除しきれなかった金額です。

均等割・所得割とは

令和７年度の市民税・県民税は，令和６年１月～12月の所得に基づき計算しています。

均等割…所得が一定以上あった場合に，所得の多少にかかわらず一律にかかります

所得割…所得の額に応じてかかります　※税率は一律10%（市民税６%，県民税４%）。

※非課税判定については，納税通知書12ページを参照してください。

所得割額の計算方法

① 収入金額から必要経費を引き，**所得金額**を算出します。給与・年金収入の方は，算出のための計算式が決まっています（納税通知書6ページ参照）。

② 所得金額から，所得控除額を引き，**課税標準額**を算出します。

③ 課税標準額に税率10%を乗じて，**所得割額**を算出します。

④ 寄附金税額控除（ふるさと納税など）や住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）などの税額控除がある場合は，③で算出した所得割額から控除します。

税額計算のイメージ

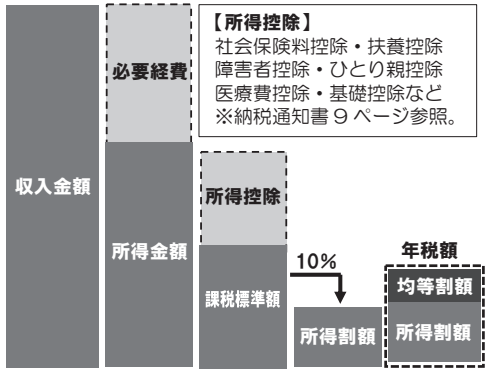

森林環境税とは

森林環境税とは「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31 年法律第３号）」に基づき，森林の整備等に必要な地方財源として，令和６年度から，国内に住所のある個人に対して課税される「国税」であり，一人年額 1,000 円が課税されます。市民税・県民税均等割とあわせて徴収します。

なお，市民税・県民税と非課税基準が異なりますので，市民税・県民税均等割が非課税であっても森林環境税のみが課税になる場合もあります。

森林環境税が非課税となる方

	合計所得金額
同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	31万5千円×人数【本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）】＋28万９千円
同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合	41 万５千円以下

※障害者，未成年者，寡婦またはひとり親に該当する合計所得金額 135 万円以下の方，生活保護法による生活扶助を受けている方は，市民税・県民税・森林環境税のいずれも非課税となります。

給与から住民税が引かれる方（給与特別徴収）

給与特別徴収（1ページのA参照）

茨城県と県内各市町村では，平成27年度から原則すべての事業主に給与特別徴収を実施していただく取組を行っています。給与所得者で市民税・県民税を納付書又は口座振替により納付している方は，納付方法が給与特別徴収になる場合があります。

なお，従業員には，パート，アルバイト，短期雇用者，非常勤職員，役員等も含まれます。

特別徴収による納税のしくみ

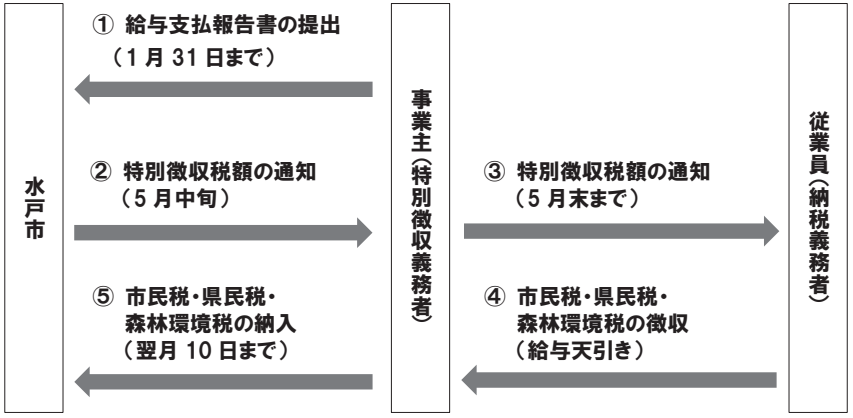

※「給与支払報告書」とは，前年中（１月～12月）に事業主が従業員に支払った給与などを記した報告書のことです。源泉徴収票と同様の内容が記載されています。

※水戸市から事業主にお送りする特別徴収税額の通知には，従業員別に，年間に納めるべき税額のみを記載しています。個人の具体的な収入金額や，控除の内容などは記載していません。

※従業員宛の特別徴収税額の通知書は，事業主を通じて配付します。６月を過ぎても手元に届かない場合は，まずは勤務先にご確認ください。

※退職などで給与特別徴収を終了する場合は，事業主から水戸市への届出が必要です。従業員個人が手続を行う必要はありません。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子データでの受取が可能になりました

eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する事業主（特別徴収義務者）から水戸市に申出があった場合，納税義務者用の特別徴収税額通知書を電子データで事業主に送信します。従業員は，事業主を通じて電子データを受け取ることになります。

特別徴収のメリット

●事業主が納税義務者に代わって納入するので，ご自身が納入手続をする必要がありません。

●市民税・県民税・森林環境税の納め忘れの心配がなくなります。

●普通徴収（納付書又は口座振替）の場合は原則年４回に分けての納付になりますが，特別徴収の場合，毎月の給料から天引きするので，納付１回あたりの負担が軽減されます。

年金から住民税が引かれる方（年金特別徴収）

年金特別徴収（1ページの C 参照）

令和７年４月１日現在において，老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で，公的年金等に係る市民税・県民税・森林環境税が課税される方が対象です。

※ご本人の意思で他の徴収方法を選択することはできません。

対象とならない方

⑴ 老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方

⑵ 公的年金等から特別徴収される税額が，老齢基礎年金等の額を超える方

⑶ 水戸市の介護保険料が，公的年金等から特別徴収されていない方

※対象とならない方は，普通徴収（納付書又は口座振替）による納付になります。

【①新たに年金特別徴収が開始される方】

税負担	年税額の2分の1を2期に分けて納付		年税額の2分の1を3回に分けて年金から天引き		
普通徴収期別	第１期	第２期			
年金支給月			10月	12月	2月

【②継続して年金特別徴収される方】

税負担	仮徴収（前年度分の令和6年度分特別税額控除前税額の２分の1を3回に分けて徴収）			当年度分の税額から仮徴収税額を引いた税額を3回に分けて徴収		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※特別徴収が２年目以降の方でも，前年度の特別徴収が仮徴収（４月，６月，８月）で終わった方や年度の途中で停止になった方などは，**①新たに年金特別徴収が開始される方**と同じ徴収方法となります。

■年金特別徴収が停止になる方

主に次のような場合は，公的年金等からの特別徴収が停止となり，普通徴収となります。停止になった翌年度の公的年金等に係る税額の徴収方法は，上記「①新たに年金特別徴収が開始される方」と同様になります。

⑴ 公的年金等から所得税，介護保険料，国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等を差し引いた後の金額が特別徴収税額に満たない場合

⑵ 水戸市で介護保険料の特別徴収がされていない場合

⑶ 死亡した場合

⑷ 令和７年３月31日までに，水戸市から転出している場合（10月分から停止となり，以降は普通徴収となります）

※税額変更が生じた場合でも原則として特別徴収が継続されますが，税額変更が12月上旬以降のときや，税額変更により特別徴収税額が0円になるときなどは，停止となる場合があります。

Q＆A よくある質問

Q．年金から天引きされる市民税・県民税・森林環境税について，納税通知書に書かれている税額と年金支払者からの通知書に書かれている税額が異なります。どちらが正しいですか？

A． 水戸市から送付した納税通知書に書かれている税額が，今年度の正しい税額となります。

年金支払者は，水戸市が７月下旬に送付する市民税・県民税・森林環境税の通知を基に，10 月以降に支給される公的年金から税額の天引きを行います。そのため，水戸市が課税決定し年金支払者へ通知する前に，年金支払者がご本人様への通知を送付した場合，暫定の金額で天引きされる税額を記載している場合があります。

なお，納税通知書の送付後に税額の変更が生じた場合は，別途納税通知書等を送付し，変更後の税額をお知らせいたします。最新の税額は，水戸市からの納税通知書等でご確認ください。

Q．年金収入に係る市民税・県民税・森林環境税は，年金から天引きされると聞きましたが，納付書が同封されていました。二重で課税されていませんか。

A． 納付書は，年金から差し引かれない税額がある方に同封しております。年金収入の方でも，主に次のような場合は，納付書による納付が必要になります。

① 今年度 65 歳になり公的年金からの特別徴収が初年度の場合，または２年目以降の方でも前年度の特別徴収が年度の途中で停止になった場合

② 年金収入はあるが，年金からの特別徴収の対象とならなかった場合

③ 年金収入以外の不動産所得・営業所得等がある場合

※3 ページ「年金特別徴収が停止になる方」に該当し，今年度の特別徴収が停止になった場合には，対象の方へ通知いたします。なお，納付書で納めていただく税額がある場合には，納付書を同封いたします。

Q．給与からも年金からも市民税・県民税・森林環境税が天引きされています。それぞれの税額はどのように算出されるのでしょうか。

A． 給与と年金の両方で特別徴収の対象となった方については，全体の所得と控除から算定した税額を，給与と年金であん分して徴収いたします。あん分方法は，原則，以下のとおりです。

① 給与からの特別徴収税額 … 事業所から提出された給与支払報告書記載の所得と控除から算定します。

② 年金からの特別徴収税額 … 全体の所得と控除から算定した税額から，①の税額を差し引いた額となります。

※給与と年金以外の所得がある場合は計算方法が異なります。

Q＆A　よくある質問

Q. 今年から新しい会社に就職(転職)しましたが，市民税・県民税・森林環境税が給与から天引きされないのはなぜでしょうか？給与からの天引きにしてほしいのですが。

A.　事業主は，前年中に給与の支払いがあり，かつ今年の４月１日に在籍している従業員について，市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務があります。年度途中で就職した場合，勤務先に特別徴収義務は生じないので，特別徴収されていない可能性があります。

　特別徴収への切替えは，勤務先から市へ「特別徴収への切替届出(依頼)書」の提出が必要となりますので，ご本人から勤務先へ直接ご相談ください。また，その際には，二重納付防止のため，今回送付した納付書を勤務先へお渡しください。手続に要する時間も踏まえ，できる限りお早めのご相談をお勧めします。

　なお，納期限が過ぎた普通徴収分の税額は，特別徴収への切替えはできません。

Q. 給与から市民税・県民税・森林環境税が差し引かれているのですが，納付書が同封されていました。納付書でも支払いが必要でしょうか？二重で課税されているのではないか心配です。

A.　納付書は，給与から差し引かれない税額がある方に同封しています。給与収入の方でも，主に次のような場合は，納付書による納付が必要になります。

①　確定申告書又は市民税・県民税申告書にて，給与や公的年金等に係る所得以外（令和７年４月１日において 65 歳未満の方は給与所得以外）から発生する住民税の納付方法を「自分で納付」と選択した方

②　給与収入の他に，土地や株式の譲渡などの分離課税分の所得がある方

※税額は，すべての所得を合計し，全体の税額を算出した後に，給与特別徴収，普通徴収，年金特別徴収へあん分しています。徴収方法が複数でも過大に課税されているわけではありません。

Q. 引っ越しをして水戸市から転出したのに納税通知書が届きました。どうすればよいですか。

A.　市民税・県民税・森林環境税は，**１月１日現在**に住民登録がある市町村において，前年中の所得に基づき課税されます。年の途中に市外へ引っ越しをした場合や海外転出された場合も，旧住所の市区町村に全額納めていただくことになります。

＜お問合せ先＞　水戸市役所　市民税課

電話:029-232-9138（直通）

□お電話の際は，納税通知書を手元にご用意ください。**納税通知書表紙（１ページ）の右上に記載した「お問合せ番号」**を確認してからのご案内となります。

□納税通知書発送後は，電話が大変混みあいますのでご了承ください。